

ポストコロニアル研究の視座から見た社会的排除 在日朝鮮人への政策の変遷に焦点をあてて

Postcolonial Studies and Social Exclusion : Focusing on the Policy towards “Zainichi-Chosenjin” (Korean Residents in Japan)

宮 崎 理

はじめに

1980年代以降、「福祉国家の危機」が叫ばれるなか、ヨーロッパにおいて社会政策の方向を左右してきた「社会的排除」というタームは、日本においても多用されるようになった。社会的排除とは、貧困と同様に分配の問題であるとともに、関係性の問題でもある。ここでいう関係性の問題とは、ルームが述べるように、「人びとの中のいくつかのグループが、ソーシャル・シチズンシップの現代的概念を具現化する、主要な社会的・職業的環境や、福祉インスティテューションへのアクセスをどの程度拒否されているのかということ」(Room 1995 : 7) である。貧困研究の第一人者のひとりである岩田正美は、社会的排除とは、「主要な社会関係から特定の人々を閉め出す構造から生み出された現代の社会問題を説明し、これを阻止して『社会的包摂』を実現しようとする政策の新しい言葉」(岩田 2008 : 12) であると説明している。論者によってその定義に若干の差異は見られるものの、貧困が、結果としての経済的な不平等に焦点をあててきたのに対し、社会的排除は、不平等を生み出す経過や構造といったものに焦点をあて、その解決を目指す政策志向の概

念であるといえよう。

筆者は、前の論文(宮崎 2014)において、ヨーロッパの社会的排除と闘う政策の問題点を、ポストコロニアルなものとして明らかにし、そこから得られる知見を提示した。

ポストコロニアリズムとは、国家主権を国境外の領域や人びとに対して拡大するという意味における「あからさまな植民地主義」の支配が終結した段階であるにも関わらず、支配/被支配、搾取/被搾取、抑圧/被抑圧などといった植民地主義に根差した諸関係が構造的に再生産されている様を明らかにする概念である。

筆者が明らかにした問題点とは、社会的排除は、新機能主義のシステム理論の枠組みの中で捉えられることによって、原因ではなく結果に焦点があてられがちであり、社会的排除と闘う政策においては労働市場が包摂の場として第一義的に位置づけられることによって、排除を生み出す構造が隠されてしまっているということであった。そこから得られた知見とは、①社会的排除を生み出す文化へ注目することの必要性和、②移民的背景をもつ人びとの排除を、彼/彼女たちに「特有な」エスニシティの問題ではなく、歴史的な背景と福祉国家の特徴の両方において捉える

ことの必要性という二点である。そして、これらの知見をもとに、日本のポストコロニアルな社会的排除を読み解き、その克服の方法を提示することを課題として抽出した（宮崎2014）。

以上の研究結果と抽出された課題をふまえ、本稿では、日本におけるポストコロニアルな社会的排除のひとつである、在日朝鮮人¹に対する社会的排除が生み出されてきた構造を、在日朝鮮人への政策の変遷に焦点をあてて、ポストコロニアル研究の視座から明らかにすることを目的とする。

本稿の構成は、以下のとおりである。

まず、ポストコロニアル研究の視座の特徴と、それがどのように社会的排除研究に接続されてきたのかを整理する。つぎに、その視座に基づき、①在日朝鮮人形成の歴史的経緯、②排除の形式的な側面として、戦後の在日朝鮮人の法的地位の変化と社会保障制度からの排除、③排除の非形式的な側面として、排除の価値観の再生産について考察する。そのうえで、在日朝鮮人に対する社会的排除が生み出される構造を明らかにする。

1. ポストコロニアル研究の視座

ポストコロニアル研究は、1970年代後半に欧米においてはじめられ、1990年代以降日本にも導入されてきた。それは、理論的にはポスト構造主義の影響を受けたものであり、植民地主義の浸透と再生産の様態を広範な領域において明らかにし、残存する（そしてまた新たに生み出されている）植民地主義に根ざした不平等な現実を、いかにして変革することができるのかを模索してきた一連の研究である。

ポストコロニアリズム（PostcolonialismあるいはPost-Colonialism）という言葉は、日本語へ訳すことに困難を覚えるものである。例えば、「ポスト」という接頭語から、「植民

地主義以後」という訳語が想定されるかもしれない。これは、あたかも植民地主義の支配は時間的に過去のものであり、現在はそれをのりこえた地平であるかのような印象を与える。また、イデオロギー的に、植民地主義の後にやってきてとってかわるという意味としてもとらえられる。そうした点を指して、この用語に対しては、いくつかの批判があるのも事実である（Loomba 1998=2001：17-38）。

しかし、ここでの「ポスト」という接頭語は、植民地主義が終焉を迎えたことを時間的に示すものではない。その接頭語を用いることによって共有しようとしているのは、植民地主義の「一般の意識においては過去とみなされていながら現代のわれわれの社会性や意識を深く規定している構造、それをどう考えるのか、それとどう向き合っていくべきか」という問題提起」（鶴飼 1998：42）である。

ポストコロニアル研究の第一人者のひとりに、エドワード・サイード（Said, Edward）があげられる。ポストコロニアル研究の理論的な道は、サイードが著した『オリエンタリズム』（1978）によって拓かれたといっても過言ではないであろう。サイードは、「あからさまな植民地支配」が終焉した現代の状況を指して、「世界のほとんどの地域で、植民地は独立を達成したが、植民地征服を背後でささえた帝国主義的姿勢（imperial attitude）の多くはいまなおつづいている」（Said =1998：53）と述べた。植民地主義的な価値観や考え方、それらに基づく態度や言説などは、過去のものとして歴史の中のみ見出されるのではなく、現在においても再生産され続けている。そうであるがゆえに、「あからさまな植民地支配」が終結した後も、支配／被支配、抑圧／被抑圧、搾取／被搾取、排除／被排除といった非対称的な関係は、一見解消されたように見えながらも、再生産され続けているのである。ポストコロニアル研

究は、そのような状況がいかにしてつくられてきた（つくられている）のか、そしてその克復の方向性はどのようにありうるのかということをも明らかにしようとしてきた。

サイドは、西洋の植民地主義的な言説を丹念に分析し、東洋（Orient）とは、西洋によって、「発見」されるべき異質な他者として位置づけられることによって歴史的に構築されてきたものであると論じた。それは、東洋として仕立て上げられた地とそこに住まう人びと自身の声を排した言説である。サイドは、「オリエンタリズムとは、オリエントを扱うための—オリエントについて何かを述べたり、オリエントに関する見解を権威づけたり、オリエントを描写したり、教授したり、またそこに植民したり統治したりするための—同業組合的制度と見なすことができる。簡単に言えば、オリエンタリズムとは、オリエントを支配し再構成し威圧するための西洋の様式（style）なのである」（Said =1993：21）と述べた。つまり、「オリエンタリズム」とは、特殊なまなざしではなく、いうなれば、東洋に対する言説として広く見られる西洋の「典型的な形式」なのである。

ここで「他者化する」（othering）ということに注目してみよう。他者を定義づけるということと、自己を定義づけるということは、不可分のものである。西洋が、東洋を野蛮で周縁的な存在として定義していくということは、同時に、西洋自身が、自らを文明的で中心的な存在として定義していくということでもある。つまり、植民地支配の客体として東洋を定義づけるということは、西洋が植民地支配の主体として自身を定義づけるということを伴っているのである。

しかしながら、植民地主義的な非対称的諸関係は、本質主義的な二項対立には還元できないものである。今日、植民地主義的な非対称的諸関係は、さらに複雑な支配や抑圧、排除を生み出している。そこに注目することこ

そ、ポストコロニアル研究の視座として重要なものである。サイドと並んでポストコロニアル研究の代表的な理論家のひとりであるバーバ（Bhabha, Homi）は、ポストコロニアル研究の視座の特徴を、つぎのように論じている。

ポストコロニアルのパースペクティブ—文化史家及び文学理論家によって発展されてきているものではあるが—は、開発社会学や「従属」理論の伝統からはかけ離れたものである。分析のモードとしてそれは、第三世界と第一世界（先進国）の関係を二項対立の構想におくナショナリストや「土着主義者（nativist）」の教育学を、修正しようとする。ポストコロニアルの展望は、社会を説明する全体論的形態をとる企てに抵抗する。そして、これらのしばしば対立する政治的領域の突端に存在する、より複雑な文化的・政治的境界を認識することを強いているのである。（Bhabha =1995：258-259）

バーバは、植民者／被植民者の対立構造を過度に強調することで、そこから本質的かつ固定的で、均質的なアイデンティティが導き出されてしまう二項対立的なものを見方を批判したのである。バーバのこうした発想は、保守からラディカルまで政治的には様々なスタンスのポストコロニアル研究者たちに共有されているものである（成家 2006：38-40）。

ポストコロニアル研究は、初期には言説分析を中心に展開されてきたが、現在では、様々な領域にその視座は取り入れられている。社会福祉学領域のなかで、ポストコロニアル研究の視座に基づいた議論のひとつには、社会的排除に関するものが見られる。オブライエンとペナは、「ヨーロッパの社会政策についての支配的な議論は、労働市場と福祉国家のインスティテューションを、『統合的』な

メカニズムであり『包含的』な場所として解釈しているにもかかわらず、それらが同時に『非統合的』であり、『非包含的』であるのではないかという重要な疑問を放置してきた」(O'Brien and Penna 2008:85)と指摘し、包摂の場として論じられている労働市場や福祉国家と社会的排除の関係に対して、ポストコロニアル研究の視座から次のような見方を提示している。

ジェンダー、人種、階級、植民地主義の問題が、政治的・経済的サブシステムのインスティテューションに適用される時、これらのインスティテューションは、文化的・歴史的なアイデンティティ、身分、期待に満たされているということが明らかになる。排除は、システムの機能不全としてではなく、排除の問題を解決する手段として提供されているインスティテューション(労働市場や福祉国家)という織物に織り込まれたものとして論じることができる。(O'Brien and Penna 2008:89)

現在、ヨーロッパ全体のレベルでも、各国のレベルでも、社会的排除との闘いは主要な政策ターゲットとなっている。しかし、ポストコロニアル研究の視座から見れば、社会的排除は、ポストコロニアリズムの今日的なあらわれであるということが出来る。社会的排除を生み出す植民地主義的な価値観が、福祉国家のインスティテューションのなかに歴史を通じて埋め込まれており、社会的排除と闘う政策において包摂の場として捉えられている労働市場のなかでも再生産されているがゆえに、排除が克服されていないのである。ところが、社会的排除は、「福祉国家の危機」という文脈の中で、システム内部の機能不全として語られており、社会的排除と闘う政策の焦点は、原因ではなく結果にあてられて

いる。それは、ポストコロニアルな問題として生起している社会的排除を結果的に隠蔽すると同時に、排除を強化するものとなってしまっているのである。

2. 朝鮮人の渡航の経緯

では、日本においては、社会的排除を生み出す植民地主義は、福祉国家のインスティテューションのなかにどのようなものとして埋め込まれ、再生産されているのであろうか。ここでは、在日朝鮮人に対する社会的排除が生み出される背景を例にとりあげる。まず、在日朝鮮人がどのように構築されてきたのか、その歴史的経緯を確認しよう。

多数の朝鮮人が日本に渡航してきた背景には、日本による朝鮮半島に対する植民地政策が深く関係しているということを、前提として把握しておく必要がある。在日朝鮮人の形成は、日本の近代化の過程と不可分のものである。

朝鮮人の日本への渡航が本格化したのは、1910年の「韓国併合ニ関スル条約」に基づいて日本が大韓帝国を併合してからである(いわゆる「韓国併合」)。日本による植民地政策の推進が、朝鮮人の日本への渡航を促したことは、統計資料からも明らかである。「韓国併合」以降、日本に渡航した朝鮮人の数は劇的に増加し、1917年には、在日朝鮮人の数は1万人を超えている(表1)。この時点で、日本国内に朝鮮人の集住地域が形成され、いわゆる「在日朝鮮人社会」が成立したと考えられる(樋口2002:54)。

朝鮮人の日本への渡航の要因は、プッシュ要因(すなわち、送り出し地域である朝鮮半島の状況に関わる要因)と、プル要因(すなわち、受け入れ地域である日本の状況に関わる要因)の二つに整理することができる。プッシュ要因、プル要因ともに、日本の植民地政策の推進に伴って生じたものである。プッ

表1 在日朝鮮人の増加状況

年 度	人口数	増加人口	備 考
1905	303		日本帝国統計資料より
1908	459		〃
1910	790		〃
1911	2,527		日本政府の国勢調査
1912	—		
1913	3,635		「歴史学研究」別冊「朝鮮の諸問題」より
1914	—		
1915	3,989	—	1915年～1944年までの資料出所は日本政府内務省警保局調査による
1916	5,638	1,649	
1917	14,501	8,863	
1918	22,262	7,761	
1919	28,272	6,010	
1920	30,175	1,903	
1921	35,876	5,701	
1922	59,865	23,989	
1923	80,617	20,752	
1924	120,238	39,621	
1925	133,710	13,472	
1926	148,503	14,793	
1927	175,911	27,408	
1928	243,328	67,417	
1929	276,031	32,703	
1930	298,091	22,060	
1931	318,212	20,121	
1932	390,543	72,331	
1933	466,217	75,674	
1934	537,576	71,359	
1935	625,678	88,102	
1936	690,501	64,823	
1937	735,689	45,188	
1938	799,865	64,176	
1939	961,591	161,726	
1940	1,190,444	228,853	
1941	1,469,230	278,786	
1942	1,625,054	155,824	
1943	1,882,456	257,402	
1944	1,936,843	54,387	
1945	2,363,262	426,419	1945年1月から8月までの資料は非公開による推定人数

姜編著 (2002: 734) より

シュ要因としては、植民地政策による朝鮮半島の農村の疲弊が挙げられる。特に、韓国併合によって日本の領土となった朝鮮半島を統治するために日本政府が設置した朝鮮総督府が、1910年から1918年にかけて実施した「土

地調査事業」と、1920年から1934年にかけて実施した「産米増殖計画」は、朝鮮半島の農村の疲弊を招き、朝鮮人の日本への渡航を促した。

「土地調査事業」とは、①土地所有権の調査、

表2 朝鮮人（大阪府在住）の日本への渡航理由

内地渡来の理由	世帯数	割合 (%)
農業不振のため	6587	55.7%
生活難のため	2037	17.2%
金儲け	1745	14.7%
求職	241	2.0%
商業不振のため	228	1.9%
不況のため	162	1.4%
労働	148	1.3%
生活向上	140	1.2%
修学	115	1.0%
商業経営	88	0.7%
その他	344	2.9%
総計	11835	100.0%

(大阪府学務部社会課 1934：25) をもとに筆者作成。

②地税および地租賦課金を課すための土地価格調査、③測量による地形の調査を内容としたものである。土地調査事業のもとでは、土地所有権の主張は、申請主義をとっていた。そのため、読み書きが不十分な朝鮮農民の土地は国有化されたのである。それによって、日本人は「合法的に」朝鮮の広大な土地を所有した。土地を失った朝鮮農民たちは、小作農や土幕民、火田民へと転落し、生活に困窮するという事態が生じた（姜・金 1989：26-27）。

さらに農村の疲弊の拍車をかけたのが、「産米増殖計画」である。日本では、1918年、米の買い占めによる米価の暴騰が起り、生活難の人民が米屋や富豪、警察などに向けて蜂起する出来事が広く巻き起こり軍隊が弾圧に乗り出していた。この食糧難を解決するために日本政府が行ったのが、「産米増殖計画」である。朝鮮総督府は、朝鮮半島を日本の食糧供給地として位置づけたのである（河合 1986：18）。

「産米増殖計画」は、朝鮮農村の土地改良と工作方法の改善、水利施設の完備によって、米約120万石の増産を目指したものであったが、生産増加をはるかに上回る量の米が日本に輸出された。そのうえ、朝鮮農民には、水

利組合費や肥料・納期の購入などの負担が重くのしかかった。「産米増殖計画」は、「農産の飛躍的増殖」を達成したと同時に、「土地なき農民の飛躍的増殖」をも招き、困窮した農民たちの農村からの離脱を促した（中塚 1986：100-104）。

こうした植民地政策の推進が、朝鮮人の日本への渡航を促したことは、日本に渡航した朝鮮人の出身地と階層の特徴からも見て取れる。戦時労働動員が始まる1939年以前に、日本に渡航した朝鮮人の多くが朝鮮半島南部の出身者である（内務省警保局 1942）。1910年当時、朝鮮半島における朝鮮の人口は1313万8780人で、その80%にあたる1041万8880人が農民であったが、農村は南部に集中していた。農民の中でも、その構成は小作農が多くを占めており、植民地政策の推進による農村の疲弊はこれらの小作農民たちに打撃を与え、日本への渡航が促されたのである。例えば、1932年に、大阪府学務部社会課が、大阪府在住の朝鮮人11835世帯を対象とした調査では、「内地渡来の理由」（すなわち、日本への渡航の理由）を尋ねたところ、「農業不振のため」（55.7%）、「生活難のため」（17.2%）などの回答が得られている（表2）²。これは、当時の朝鮮人が、日本による植民地統治の結果生

み出された困難な生活から逃れ、朝鮮半島より日本に渡航せざるを得なかったことを端的に示す一例である。

朝鮮人の日本への渡航のプル要因としては、日本が急速に資本主義化することに伴い、日本の資本家階級が安価な労働力を大量に必要としていたということが挙げられる。松村は、それを、「日本資本主義が第1次世界大戦を契機として独占段階へと移行するなかで、急速な資本蓄積の強行が、大量の労働力を吸引したことによって部分的な『労働力不足』を現象させ、植民地労働力を日本へ吸収する条件が強化された」と指摘している（松村 1967：116）。

当時、日本に渡航した朝鮮人が就くことのできた職業は、土木建築業、繊維工業、金属機械工業などが主なものであった。1910年の韓国併合直後から日本における朝鮮人労働者の使用は始まっており、代表的なものとしては、大阪府の摂津紡績木津川工場（1911年～）、東洋紡績三軒屋工場（1914年～）、住友鋳銅所（1916年～）、尼績津守工場（1917年～）などが挙げられる。しかし、こうした仕事に就くことができたとしても、日本人労働者との間には賃金格差があり、朝鮮人労働者は、低賃金労働を余儀なくされていた。朝鮮半島は、日本にとっての食糧供給地としてだけでなく、安価な労働力を大量に獲得する労働力供給地として位置づけられていたのである（姜 1996：92-193）。

松本は、「戦前日本の資本主義的發展にとって植民地がもっていた経済的な位置、役割は、市場、原料供給の面のみならず、労働力供給の面でも大きなものがあった。第一次世界大戦期を実質的な起点として1920年代に本格化し朝鮮からの対日移民は、日本本国の非熟練労働市場を支える低賃金労働力として大きな比重を占めるようになっていた」と説明している（松本 1988：94）。

以上のように、日本が朝鮮半島における植

民地政策を遂行することで生じた農村の疲弊と、日本が近代化するうえで安価な労働力を必要としていたことが相まって、朝鮮人の日本への渡航が促されたのである。梶村は、当時の朝鮮人がおかれた状況を、「植民地農政のもとで、家内手工業の解体を強いられる一方、都市プロレタリアートへの転化の道も閉ざされ、土地調査事業を基盤とする植民地地主制の創出課程で全般的没落を強いられ、農村に封じ込められたまま『産業予備軍』化された朝鮮農民が、日本資本主義が低賃金労働を必要とする規模に応じて引き出されてきた」と指摘している（梶村 1980：55）。

日本が人的・物的資源のすべてを戦争の遂行のために用いる国家総動員体制の構築をめざして1938年に制定した「国家総動員法」を基盤に、翌1939年度からは、朝鮮人の日本への渡航は、戦時労働動員という形をとるようになった。これは、朝鮮人の渡航の状況を大きく変化させた出来事であった。金は、朝鮮人の戦時労働動員とは、「侵略した地域の被支配民族を日本帝国主義のさらなる侵略の道具として駆り立てたこと」（金 2003：30-31）であると論じている。

3. 戦後の法的地位の変化

「あからさまな植民地主義」が終結した戦後の在日朝鮮人の状況は、法的地位の変化に大きく左右されてきた。植民地統治時代、朝鮮人は、朝鮮民事令（1912年）や朝鮮戸籍令（1922年）などによって、内地国籍とは異なる朝鮮戸籍が設けられ、日本人と朝鮮人は明確に区別されていた。とはいえ、1952年4月に「日本国との平和条約（Treaty of Peace with Japan）」（いわゆる「サンフランシスコ講和条約」）が発効するまで、朝鮮人は「日本国民」という国籍上の地位を有していた。

戦後、在日朝鮮人の法的地位は変化していった。最初の変化は、参政権の停止による

政治的な決定からの排除である。1945年12月に改定された衆議院議員選挙法において、「戸籍法の適用をうけざる者の選挙権及被選挙権は当分の内之を停止す」という附則が加えられ、内地国籍を持たない朝鮮人・台湾人の参政権は停止された。1947年には、「外国人登録令」が公布され、「台湾人および朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」と規定された。終戦直後の日本政府は、朝鮮人から旧来有していた権利を剥奪し、「外国人」として管理対象とみなした一方で、「日本国民」とし位置づけ続けることによって、国民としての法令順守や納税等の義務は課すという矛盾した取り扱いをしたのである³（田中 1995、金 1990）。

ポツダム宣言の施行のために日本に対する占領政策を実施した連合軍最高司令官総司令部（GHQ）による朝鮮人の取り扱いにおいても、ふたつの異なる対応がみられた。1945年11月、「日本占領及び管理のための連合軍最高司令官に対する降伏後おける初期の基本指令」において、GHQは公式見解を提示した。そこには、「台湾系中国人及び朝鮮人を、軍事上の安全の許す限り解放民族として取り扱うべきである。かれらは、本指令に使用されている『日本人』という語には含まれないが、かれら日本臣民であったのであり、必要の場合には敵国民として処遇してよい」と記されている。GHQは、朝鮮人を「解放民族」でありながら「敵国人」として位置づけるという、相反する規定をしたのである（金 1995：185）。

このように、在日朝鮮人は、「日本人」でありながら「外国人」、「解放民族」でありながら「敵国民」というように、日本政府とGHQから相反するふたつの定義づけがなされた。矛盾した法的地位におかれた朝鮮人たちは、自身の国籍を選択する余地のないままに、1952年4月28日、「サンフランシスコ講和条約」が発効されると、日本国籍を喪失し、

「出入国管理令」（のちに「出入国管理法」として継続）の対象である完全なる「外国人」として位置づけられた。「サンフランシスコ講和条約」発効に先立って、1952年4月19日に出された「平和条約の発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」（法務府民事甲第438号民事局長通達）では、「朝鮮及び台湾は、条約発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住する者を含めてすべて日本の国籍を喪失する」と記されている。これによって、強制退去の可能性がある、出入国に制限がつけられ、外国人登録証の常時携帯や指紋押捺などの義務が課されることとなった。

その際、在日朝鮮人の在留資格は、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」（法律第126号）の第2条6項に定められたが、これは、在日朝鮮人の法的地位を不安定なものとした。なぜならば、この規定は、すべての在日朝鮮人に適応されたものではなく、対象は限定的であり、家族のなかでも在留資格の種類が異なるなど、朝鮮人の間に分断を生じさせたからである⁴。法律126号の対象となったのは、1945年9月2日以前からこの法律が試行される1952年4月28日までに日本に在留する人びとと、その子たちのみであった。4月28日以降に出生した人びとや、戦後一時的に朝鮮半島へ帰還したが再び日本に渡航した人びとなどは対象とはならず、特定在留や特別在留該当者として、在留期間が過ぎると在留の更新が必要であるという状況が生み出された。しかも、在留資格は、「別の法律」が定められるまでという制限のついたものであった。1965年の日韓国交正常化に伴って締結された「在日韓国人保護地位協定」によって、韓国籍を有するものは、1966年から5年の間に申請をするならば「協定永住権」が付与されるようになった。これは、植民地

支配の推進という同一の歴史的背景によって生み出された在日朝鮮人の間に法律上の序列をつくるものであった（金 2004：22-26）。

朝鮮人の「外国人」化は、彼／彼女たちを社会保障制度から排除することへと直結していった（在日本朝鮮人権利擁護委員会 1996：147-180）。それらは、山森が指摘した「連帯のユニットが国民によって区切られることによって、国民でない者が排除されるしかた」という「排除の政治の作動のしかた」の一形態である（山森 2004：221）。これは、福祉国家というものが、国民国家として成立してきた歴史と不可分の排除である。誰が国民であり、誰が国民でないのか、誰が福祉国家の枠組みの中に包摂され、誰が排除されるのか。こうした区分の境界線は、なんら自然なものではなく、政治的な恣意をもって引かれるものである。福祉国家における包摂は、一方で、ある特定の人びとを排除したうえで成立している。戦後の日本は、戦時中の総力戦体制を基盤として社会福祉制度を整えていったが、それは戦時体制から戦後体制への転換ではなく、連続したものとして捉えられる（中野 2005：15-18）。

4. 排除の価値観の再生産

しかし、在日朝鮮人に対する社会的排除は、「外国人」化されたことにのみ収斂されるものではない。それらは、排除の形式的な側面である。1990年代以降、恩恵的にはあるにせよ、法制度上の不平等は徐々に解消されてきた。しかし、在日朝鮮人に対する排除は克服されていないものとして、近年も顕在化している。2010年に始まった「高校無償化制度」からの朝鮮学校の除外や、それに引き続く地方自治体による補助金の打ち切り（大阪、東京、宮城、埼玉、神奈川、広島など）はその例であると言えよう。

これらの背景には、排除の非形式的な側面

として、日本社会の中で再生産され続けている排除の価値観の存在がある。例えば、藤村は、高校無償化制度からの朝鮮学校の除外や、それに引き続く地方自治体による朝鮮学校への補助金の停止を正当化する言説の根底には、戦前から今日に至るまで一貫して続く「朝鮮学校を治安問題として捉える発想」があり、「植民地主義の核心的なイデオロギーに基づく施策」が、朝鮮学校に対する措置に引き継がれてきたと指摘している（藤永 2013）。排除を生み出す価値観は、近年突出してみられるものではない。いわゆる生活保護の第一次「適正化」の時期に、「適正化対策」の調査に出かける福祉事務所の職員の高い士気が、在日朝鮮人に対する差別意識に支えられていたことが指摘されている（副田 1995：68-72）。

在日朝鮮人に対する排除的な言説や、2000年代以降顕著になった排外主義運動の背景には、「孤独や不安を抱えたものがイージーなナショナリズムに絡め取られていく」（安田 2011：37）という見方が支配的であった。しかし、樋口は、冷戦体制化で日本の植民地清算がうやむやにされてきたという歴史的背景のなかで生み出されてきたものであると指摘し、これをヨーロッパなどの排外主義とは異なる、「日本型排外主義」と名付けている（樋口 2014）。

まとめ

以上、ヨーロッパにおけるポストコロニアル研究の視座を手がかりに、日本におけるポストコロニアルな社会的排除のひとつとして、在日朝鮮人に対する社会的排除が生み出される構造を考察してきた。それは、歴史的には日本の近代の過程に端を発するものであり、形式的には、戦後の「外国人」化という法的地位の変化に支えられているが、非形式的には、植民地清算の未解決と冷戦構造に立脚して再生産されてきた排除の価値観に支え

られたものである。

本稿では、ポストコロナルな社会的排除が生み出される構造の歴史的背景について明らかにしたもの、福祉国家の今日的な特徴との関係については、課題として残されたままである。

また、排除が生み出される構造と、現実として諸個人がどのような状況におかれているのかは、必ずしも単線的につながるものではないことも考慮しなければ習いであろう。排除は複合的な要因が織物のように重なることによって生み出されるものである。歴史的な背景を踏まえたうえで、排除を生み出す構造の今日的な特徴を明らかにし、それらが諸個人にどのような影響を与えているのか、その実際を明らかにすることが今後の課題である。

注

¹ 本稿では、在日朝鮮人を、1910年の「韓国併合」に端を発する日本による朝鮮半島の植民地支配を背景に、朝鮮半島から日本に移住してきた人びとと、彼／彼女たちにルーツを持つ日本在住の人びとと定義づける。2013年6月末現在、「在留外国人統計」（法務省）の「国籍欄」が、「朝鮮」もしくは「韓国」となっている人びとは、530,046人であり、そのうち、特別永住者の在留資格を持つ人びとは、377,350人である。新たに日本国籍を取得する在日朝鮮人も増加しており、国籍欄が「朝鮮」もしくは「韓国」であった人びとのうち、1952年から2012年までに、日本国籍を取得した人びとは、累計で403,957人である。これらの人びとだけではなく、両親のいずれか、もしくは両方が朝鮮半島にルーツを持っているが、出生時から日本国籍である人びとを含めると、広義の在日朝鮮人はより多数に上ると考えられる。

² この調査結果においては、「農業不振のため」と答えられている一方、「金儲け」と答えられているなど、日本への渡航の「理由」と「目的」が混在しており、不明瞭な点が見られる。調

査結果を記した『在日朝鮮人の生活状況』には、「何の理由で朝鮮を離れて内地に渡来してきたか、その渡来理由を調査したものは本項であるが、あるものは原因動機等を示し、あるものは目的を示し、あるものは理由を示す等區々になつてゐるが、これ等を今その儘列記すれば農業不振の爲めと云ふを筆頭に、生活の途を拓く爲、各種職業を見習ふ爲、或は、家庭的關係に依る爲等大約九十項目に分かれたるが其うち最も多きは農業の不振が原因であり、其の数六五八七人即ち全世界の五割六分を占めてゐる」（大阪府学務部社会課 1934：25）（ママ）と記述がある。この文章から考えると、これは、当時の調査が自由回答であったのではないかと推測される。

³ 大沼保昭は、この矛盾した取り扱いを、「在日朝鮮人、台湾人が当時の日本政府の主張どおり、依然として日本国籍を保持していたのであれば、彼らは、国民としての義務を負担すると共に、国民としての権利を享有するはずである。にもかかわらず、日本政府は、『日本国民』たることを強調することによって日本の法令遵守、税負担はあくまで主張しつつ、国民の権利として最も重要な参政権を、『停止』というきわめてあいまいな言語シンボルを採用することによって、事実上否認したのである。『解放された』はずの在日朝鮮人の側から、日本政府、連合国双方への批判が生ずるのは当然といわなければならないだろう」と指摘している（大沼 1978：86）。

⁴ 法律126号には、「日本政府との平和条約の規定に基づき、同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和20年9月2日以前からこの法律の施行日まで本邦に在留する者（昭和20年9月3日からこの法律施行の日まで本邦に出生したその子を含む）は、出入国管理令第22条の2項の1の規定に関わらず、別に法律で定められるところによりその者の在留資格及び在留期限が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる」と記されている。

文献

Bhabha, Homi (1994) 'The Postcolonial and the

- Postmodern: The Question of Agency' "*The Location of Culture*", Routledge. (=1995、谷真澄訳「ポストコロニアルとポストモダン」『現代思想』第23巻3号：pp.258-282青土社。)
- 藤永壯 (2013) 「朝鮮学校補助金停止問題と植民地主義」『歴史学研究』NO.902：pp.17-24。
- 樋口雄一 (2002) 『日本の朝鮮・韓国人』同成社。
- 樋口直人 (2014) 『日本型排外主義：在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会。
- 岩田正美 (2008) 『社会的排除：参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣。
- 梶村秀樹 (1980) 「1920-30年代朝鮮農民の渡日の背景」『在日朝鮮人史研究』第6号。
- 姜徹 (2002) 『在日朝鮮韓国入史総合年表：在日同胞120年史』雄山閣。
- 姜在彦 (1996) 『「在日」からの視座』新幹社。
- 姜在彦・金東勲 (1989) 『在日韓国・朝鮮人：歴史と展望』労働経済社。
- 河合和男 (1986) 『朝鮮における産米増殖計画』未來社。
- 金東勲 (2004) 『共生時代の在日コリアン』東信堂。
- 金英達 (1990) 『在日朝鮮人の帰化』明石書店。
- 金英達 (金慶海編) (2003) 『朝鮮人強制連行の研究』明石書店。
- 金日化 (1995) 「在日朝鮮人の法的地位」朴鐘鳴編『在日朝鮮人：歴史・現状・展望』明石書店。
- Loomba, Ania (1998) "*Colonialism/Postcolonialism*", Routledge. (=2001、吉原ゆかり訳『ポストコロニアル理論入門』松柏社。)
- 松本俊郎 (1988) 「朝鮮からの対日移民」溝口敏行・梅村又次編『旧日本植民地経済統計』：pp.91-97東洋経済新報社。
- 松村高夫 (1967) 「日本帝国主義下における植民地労働者：在日朝鮮人・中国人労働者を中心に」慶應義塾経済学会編『経済学年報』No.10：pp.107-191。
- 宮崎理 (2014) 「ヨーロッパにおける社会的排除概念：ポストコロニアルな議論との関係において」『北星学園大学大学院論集』第5号 (通巻第17号)：pp.35-47。
- 中野敏男 (2005) 「東アジアで『戦後』を問うこと—植民地主義の継続を把握する問題構成とは」岩崎稔・大川正彦・中野敏男・李孝徳編著『継続する植民地主義：ジェンダー・民族・人種・階級』：pp.12-23青弓社。
- 中塚明 (1986) 「在日朝鮮人の歴史的形成」佐藤明・山田照美編『在日朝鮮人：歴史と現状』：pp.85-116明石書店。
- 成家克徳 (2006) 「ポストコロニアリズムと現代日本」新津晃一・吉原直樹編『グローバル化とアジア社会：ポストコロニアルの地平』：pp.35-97東信堂。
- O'Brien and Penne (2008) 'Social exclusion in Europe: some conceptual issues' "*International Journal of Social Welfare*", 17 (1), 84-92, Blackwell Publishing Ltd and International Journal of Social Welfare.
- 大沼保昭 (1978) 「出入国管理法制の成立過程 (資料と解説) -8-」『法律時報』第50巻11号：pp.86-91日本評論社。
- 大阪府学務部社会課編 (1934) 『在日朝鮮人の生活状態』
- Room, G. (1995) 'Poverty and Social Exclusion: the new European agenda for policy and research' In: Room G, ed. "*Beyond The Threshold: The measurement and analysis of social exclusion*", Bristol: The Policy Press.
- Said, Edward W. (1978) "*Orientalism*" Pantheon Books. (=1993、今沢紀子訳、板垣雄三・杉田英明監修『オリエンタリズム 上巻・下巻』平凡社。)
- Said, Edward W. (1993) "Culture and Imperialism", Knopf. (=1998 [1]・2001 [2]、大橋洋一訳『文化と帝国主義』みすず書房。)
- 副田義也 (1995) 『生活保護制度の社会史』東京大学出版会。
- 田中宏 (1995) 『在日外国人：法の壁、心の溝』岩波書店。
- 山森亮 (2004) 「連帯・排除・政策構想—基本所得を巡って—」齊藤純一編著『福祉国家／社会的連帯の理由』：pp.219-240ミネルヴァ書房。
- 安田浩一 (2011) 「ヘイトスピーチの現場から」『現代排外主義と差別表現規制—人種差別禁止法とヘイトクライム法の検討』第二東京弁護士会人権擁護委員会。
- 在日本朝鮮人権利擁護委員会編著 (1996) 『在日朝鮮人人権白書』朝鮮青年社。

